

会 議 録

会議名称	平成 28 年度 交野市立幼稚園民営化検討委員会(午前の部)		
開催日時	平成 28 年 12 月 26 日 (月) 10 : 00 ~		
開催場所	交野市役所 3 階 第二委員会室		
出席者	委員 6 名、外部アドバイザー 3 名、事務局 3 名、 合計 12 名	傍聴者	5 名
内 容	(1) 民間保育園アンケート調査結果 (2) 民営化の実施方法について (3) 民営化に際して留意すべき事項 (4) 円滑な移管に向けた方策 (5) その他		
所管部署名	健やか部こども園課		

事務局

おはようございます。定刻となりましたので、只今から「交野市立幼稚園民営化検討委員会」を開催させていただきます。なお、本日の会議は前回の第 1 回検討委員会と同様に本来庁内会議でございますので、内部での開催となるところですが、検討内容の重要度や性格などを考えまして、特例的に公開をしてみたい考えでございますので、ご理解いただきますよう宜しくお願いします。それでは開催にあたり、委員長の竹田健やか部長よりご挨拶をお願いしたいと思います。委員長、宜しくお願いします。

委員長

改めまして、おはようございます。今年も残りわずかとなりました。本日は皆さま年末のお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。特に先生方におかれましては、公務もある中でのご出席ありがとうございます。

本日の案件でございますが、前回は 10 月 31 日に第 1 回の検討委員会を開催させていただきまして、民間保育園へのアンケート内容案など、ご審議いただいたところでございます。次第の通り、案件を 4 つほどかかげております。委員の皆様、またアドバイザーの皆様、本日も幼稚園の民営化に向けてご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。宜しくお願いします。

事務局 (本日の資料の確認)

ここから会議の進行につきましては、委員長をお願いいたします。

委員長

議題に入る前に本日の委員の出席ですが、B 委員は公務が重なっておりますので欠席の旨ご連絡いただいております。

それでは議題に入ります。議題の一点目は、「民間保育園アンケート調査の調査結果について」です。

アンケート内容の案については、前回の会議にてご審議いただき、色々ご意見もいただいたところでございます。いただいたご意見を反映させていただき、今回アンケートを実施しまして、その調査結果となります。事務局から、報告・説明をお願いいたします。

事務局

それでは、アンケート調査の結果につきまして、ご説明させていただきます。資料1の「アンケート調査 調査結果」と、A4横で作成している「結果の分析 公立・民間保育所の比較」の資料を見比べながら、お願いしたいと思います。まず、アンケートの一番最初でございますが、障がい児の受け入れ状況でございます。公立につきましては定員に占める障がいのある児童の割合が、あまだのみや3.6%、あさひ8.3%、くらやま5.8%という、結果です。これに対しまして民間保育所では一番多い所で5.3%、ついで5.0%、4.7%その他については若干低めの割合になってございます。

民間園での障がいのある児童の受け入れにつきましては、平成24年度より補助制度を創設いたしております。こういった取組みによりまして、民間園での障がいのある児童の受け入れが広がっているのではないかと、評価しております。1番については以上です。宜しくお願いいたします。

委員長

それでは一点目の障がい児の受け入れ状況について、事務局から説明がありましたが、公立・民間のアンケート結果を簡単に分析した資料から、委員の皆様からのご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

A委員

今の説明は、24年度以降に年々、民間園も割合が増えているという状況でよろしいでしょうか。

事務局

以前はやはり障がいのある児童を受け入れしようとした時に、加配の保育士の雇用が新たにいるということになりますので、公立を中心に受け入れを行っていたという傾向がありましたが、現在は民間園の方でも広がりを見せているというふうに捉えております。

C委員

障がい児の受け入れ状況ですが、実際どれくらい入りたい人数の方がいて、その方が民間も公立も含めて入られている状況ですか？例えば、本当は入りたいが、受け入れてもらえない児童はいるのですか。

事務局

障がいのある児童と分かっている場合と、分からない場合があります。分かっている場合でも、一定、民間園さんの方で、受け入れをしていただく事を基本としています。ただ、個別のケースにおいては相談という事もあるかもしれませんが、原則的には保護者の入所希望に沿って入所選考を行っております。

C委員

基本的には障がいのある子どもも、どこかの園に入れるという形になっているのですか。

事務局

はい。相当な設備を要するような場合を除きましては、できるだけ保護者の希望に沿う形で、入所選考を行っております。

アドバイザーB

民間園ですが、この補助制度が創設されるまでも、もちろん障がいのある方もいらっしゃいました。

だいたい、0歳児・1歳児の低年齢で入所された場合には、まだ障がいがあるか分からない。年齢が上がってきて、この子はどうも配慮があると分かった時点で、他園へどうぞという訳にいかないの、やはりそのまま園で受け入れをする。その為には加配をつけないといけない。それはこの補助制度が始まる前でも自前で受け入れさせてもらっていた。この制度が出来たので、安心して受け入れができるのですが、ただ、面接時に初めて障がいがあると分かる事もあります。だからといって私の聞いている限りでは、お断りをしたという事は聞いた事が無い。ですので、保護者の方が希望されれば、だいたい受け入れがあれば入れるという事は、民間でも公立でも変わりはないと思います。

委員長

ありがとうございます。

A委員

加配の先生の配置は、どのように基準で決められるのですか。

事務局

配置の基準ですが、本当に配置が必要なのか必要ないのか、微妙な判断も必要になってきます。これは、公立・民間問わず加配の配置のための判定会という会議をもっています。この会議で専門家を含めての判定によりまして、各民間園さんと公立園と委員が集まった中で、1人の保育士がつく1対1で加配が必要なのか、あるいは2対1で十分なのか、あるいは必要ないのではないかと、そのような判定を行い、この判定をもとに各園で配置を行っていただいております。補助金も判定委員会での判定をもとに支出させていただきます。

委員長

続いて、2点目「職員の研修等の受講状況について」を、事務局から説明をお願いします。

事務局

職員の研修等の受講状況でございます。公立につきましては、研修計画を立て、それに基づきまして研修を受講しています。特に、夏期を中心に研修の受講を実施している状況です。

民間園さんにおかれましても、キャリアに応じて積極的に保育士に研修を受講させておられるという内容が伺えます。また、一年目の保育士に必要な研修を積極的に受講させておられるという実態のご回答をいただいております。ここにつきましては、公立・民間に問わず、それぞれの取り組み内容・実施回数のお考え方に、独自性がみられる事がひとつの特徴として評価できるのではないかと考え、そのため、公立と民間に大きな差はないのではないかと評価をしております。以上でございます。

委員長

ありがとうございます。ご意見等ございましたら、お願いいたします。

C委員

研修の中身ですが、基本的には公立と民間園は変わらないのですか。夏期研修がよく分からないので、夏期研修の内容について教えてください。

E委員

夏期研修はそれぞれ職員によって中身を選ぶ事ができるのですが、だいたい運動会や発表会に向けての取り組みに関する研修が多いのは確かです。また、人権研修や障がい児保育に向けての研修だったり、それぞれのニーズというかスキルに合わせて選択できる。夏前には研修の案内が沢山きますし、比較的研修を受けやすい時期なので、自主的に行ってもらっています。

C委員

公立の欄に人権研修と就学前研修、保育士研修と記載がありますが、民間園と合同でされているのですか？

E委員

保育士研修は民間さんとの合同です。

C委員

就学前研修と夏期研修は目的が違うのですか。

E委員

そうですね。

C委員

キャリアに応じた研修とあるが、民間は分からないが、例えば5年目と10年目で研修内容に違いがあるという事ですか？

アドバイザーB

新人の研修については、社会人として身に付けてほしい基本的マナー等、新卒採用の場合は実際に仕事に入る前の3月中に研修に行かせております。5年目くらいの経験を積んだ中堅職員については、実際本人に不足している部分について、本人が選ぶのではなく、主任保育士や園長が必要な研修に保育士が行く様に、計画的に研修に参加させております。10年から15年の経験を積んだ者は地域の子育て支援についての研修や、スマイルサポーター等、分野に限らずに子育て以外の地域の様々な相談も受けられるスキルを上げられる研修にも参加させております。ですので、経験年数ごとに参加する研修が決まっています、本人が自由に選ぶ事はできないようになっています。

アドバイザーE

市として全体的に、公民含めてどういったキャリアパスモデルがいいのか。それが給与に影響するの

か。あるいは昇進というか、主任ならこういった研修を受けないといけないような総合的なものがあれば、それぞれの園だけの発想だけではなく、最低限これだけ必要ですというようなものができればいいかなと思います。園でバラバラというより、全体をレベルアップするならば、それが必要になってくると思います。

A 委員

民間園さんとの合同の保育士研修の実施主体はどこですか。

事務局

公立が主体です。せっかくの機会ですから、民間園の保育士さんも一緒に勉強しましょう、というように形で実施しております。

A 委員

就学前や夏期も社会福祉協議会の主催で実施されている研修等に参加されているのは、公立園も民間園さんも同じですか？市職員も自治体府内合同の研修等に参加することがあるが、公立園と民間園の保育士さんの合同の研修に参加する事はあるのですか。

委員長

研修の実施団体が沢山あるので、各団体が研修しているところに参加しないかという案内がきます。参加料や実施場所もありますので、最終的には各園で選択していただきます。

A 委員

研修内容が公民の保育士さんで違ってくるのか、それか同じ研修を同じ立場でそれぞれが受ける機会があるのか、そのあたりはどうですか。

事務局

公民それぞれの園で考えて、研修に参加をされているので、基本的には独自の考え方で行っています。

A 委員

そうだと思うが、実際の研修の中身は、公立の職員が限定なのか、そうではなく、公立でも民間でも参加できる研修が開催されている事が多いのですか。

事務局

特に公立だから、民間だからといった事はないと思います。保育士としてのスキルアップという意味では同じです。

アドバイザーC

団体の加入の有無で、参加できる、できないがあると思います。うちはある研修団体に加入しているが、公立は加入されていないので、参加できないという事もあります。

A 委員

G 保育所さんは 10 年以上、地域と保育園を繋ぐ子育て支援関連の研修しているとの事ですが、これは公立が主体となって行っていく必要があるのかなと思います。

委員長

交野市のこれからの課題で、安藤先生にもご指摘いただいた部分で、市としての保育の資質向上に向けて、市が中心となり、民間園さんと共に研修についても協議をしていき、お互いを高めていけたらと思います。

以上で二点目を終了し、続きまして、三点目「給食費用について」事務局からお願いします。

事務局

給食費用について説明させていただきます。公立の給食は職員が調理を行っており、基本的にアレルギーは除去食で対応しております。

民間園は、7 園中 4 園が業者委託されておられます。7 園ともいずれもアレルギー対応を実施されている状況です。公民ともに自園内での調理を行っていますが、民間園では業者委託も見られます。アレルギー対応については、公民で大きな差は見られないと評価しております。以上、宜しくお願いします。

委員長

では、3 点目の給食業務についてご質問・ご意見ありましたら、お願いします。

A 委員

業者委託と直営でされている園がありますが、安全に提供するという責務の中で、業者委託で何か支障が出たり等、アレルギー対応の違いはありますか？

事務局

そういった苦情を市の方に言われた事はありませんが、アドバイザーさんからアドバイスをいただけたらと思います。

アドバイザー C

他市で民営化を取った時に自園調理から業者委託に変えましたが、命令系統について、業者に委託することによりお互いに緊張感が生まれて、さらに厳しく見るようになりました。付け足しですが、おいしくてたまらないと、非常に評判が良くなりました。どちらが良いとは言いきれないが、調理師さんのスキルにもよる部分もありますので。とてもスキルの高い調理師さんがいれば、直営でも問題ないでしょうが、この人材不足の時代に、良い調理師さんが上手く来てくれるかというのも疑問です。業者委託にすると、コストはかかるが、意見は言いやすいです。

A 委員

保護者の方が、給食業務が業者委託か自園調理かで希望園を選ぶ理由にされる方はいますか？

事務局

窓口でそのような声を聞いた覚えはありませんが、アレルギー対応はどうか、という質問は多い

ように思います。個々にアレルギー対象の品目が違ったり、度合いの違いがあるので、個々に伺いながら対応させてもらっております。業者委託の有無についての質問はあまりないと思います。

C委員

業者委託の範囲ですが、あくまで調理だけなのか月の献立も含めて委託されているのですか。

事務局

基本的に献立も含めています。

アドバイザーC

色々なパターンがあると思うが、それまでは園独自で献立を作って、栄養士にという形だったが、ほとんど交野市のメニューをそのまま使っていた園が多かった。業者委託が始まってからは、業者の栄養士さんがしっかり作成するので、それぞれメニューが変わってしまっているのではないかと思います。

C委員

委託契約の中に栄養士さんの食育といわれる内容も入っているという事ですか？

事務局

そのケースが多いと思います。

アドバイザーC

業者委託になった事によって、その辺をしっかりフォローできる様になった事がメリットです。

アドバイザーB

自園調理を行っている場合、例えば調理員さんに何かあって、急な欠席の場合に職員が変わりに調理しないといけなくなるが、業者委託することによって委託業者が責任を持って代わりの職員をまわしてくれたりするので、その辺りはメリットになります。

アドバイザーE

子ども中心で言われるが、アレルギーを持ったまま保育士になる場合もある。その保育士についても配慮がなされているのかどうか。ある程度の年齢になって、すべて治癒する訳でもないし、アレルギーを持ったスタッフへの配慮も必要がある。

アドバイザーC

経験上だが、保育士のアレルギーは蕎麦アレルギーが1人いたくらい。

アドバイザーB

蕎麦は基本的に給食では出さないのでは構わないのですが、カレーの香辛料という方がいて、カレーは給食に出すので、個人でお弁当を持参してもらっています。

委員長

続きまして、4点目「保育士以外の配置状況」について説明をお願いします。

事務局

「保育士以外の設置状況について」ですが、保育士以外で考えられるのは、看護師、栄養士、調理師といった配置が一番特徴的です。公立においては、看護師については全園配置をしています。看護師につきましても、民間園さんでは7園中2園で配置されておられます。

その他では、給食業務の委託等により影響もあるかと思いますが、栄養士は公立では園に配置をしているのではなく、こども園課に1人配置をしまして、こども園課に配置をした管理栄養士が3園全部の栄養献立をコントロールしています。図に※印で「こども園課」と書いているのは、そういった意味です。

看護師の話に戻りますが、看護師の配置については公立園と民間園で配置の有無に差があると、評価をしています。

次のページですが、保育士以外の配置状況の中で看護師の配置がない場合の対応方法についての質問項目になっております。看護師の配置がない場合の対応では、民間園ではそれぞれの応急処置、あるいは保護者への連絡、タクシーや救急車による搬送などの対応をしておられますが、一定、看護師の配置がない中でもあらかじめ緊急時の対応が取り決められていて、それに基づいて適切に対応がなされているといった内容がアンケートから伺えるとの評価でございます。宜しく申し上げます。

委員長

ご質問・ご意見ありましたら、お願いします。

D委員

公立は看護師さんが配置されているとの事ですが、民間保育所のように対応マニュアルが公立園にあって、実際、公立の看護師さんはどのあたりまで対応されているのですか？

事務局

公立の看護師につきましても、通常は健診等の業務も保育所にはございますので、そういったところで活躍しております。ご質問の緊急対応ですが、やはりその時々判断です。熱が上がっている際、医者に行くべきか、もう少し様子を見ても良いか等、看護師の専門性のスキルを活かした判断が可能になる。あるいは骨折しているか等の場合も、同様に有資格者ならではの判断、添え木や三角巾等の対応。看護師ならではのスキルを活かした対応が可能になるという、メリットがあると思っています。

C委員

公立の看護師は非常勤ですが、この方の勤務形態を教えてください。

事務局

フルタイムで勤務をいただいています。原則的に正職員で対応するところですが、育児休業等によって非常勤対応をしているという状況です。

C委員

先ほどの病状の判断や対応の説明ですが、月～金のフルタイムであれば、かなりの時間数があると思う。緊急対応が毎日あるとは思えないが、それ以外の時間、看護師さんは何をしていますのですか。

事務局

看護師業務も沢山ありまして、日常の衛生管理等、例えば冬場だとインフルエンザやノロウイルス等の蔓延防止にかかる業務もある。日常的に看護師業務は存在するが、場合によっては0歳児のヘルプに入ることもあります。

アドバイザーE

民営化をする時にこの辺りが問題だと思う。公立は看護師が配置されている。民間はどうするかという問題があります。

委員長

そのとおりですね。

C委員

民間の衛生管理は今、どうされているのですか。

アドバイザーB

衛生管理は色々な国の研修もあり、例えば子どもがもどした時にどのように処置・対応するのか、職員1人1人が心得ております。看護師を配置していない民間園は多いです。なかなか人件費の問題があり、保育士と比べると看護師さんの給与は非常に高い。その保障をいただけたら、もちろん民間園も看護師さんにいてもらう方がいいと思うが、なかなか厳しく難しい。ですから、民間園で配置されている園はすごく努力されていると思います。

アドバイザーE

看護師学校の保育所実習の中身は、看護師としての実習はほとんど取っていないみたいです。保育士と同じように子どもの中に入れて4、5日過ごすというプログラムになっているようです。病後・病児が出た時だけ看護師が対応するというだけでなく、全般的に対応していく必要があります。保育士がいて、もう一方の看護師が仕事のない時は座っているというような、業務の偏りが出てはいけません。乳児院については保育士より看護師の方が中心ですので。そういう辺りの仕事をやっていかないと、給与の高さが違うのに仕事量が逆になっていると複雑な事になります。

委員長

公私の比較を順番にさせていただく中で、特に現在の看護師の配置については公私で差が見られると事実があります。先程の研修についてのお話とも絡んできますが、全体の保育として、やはり看護師の配置についても予算が当然絡んできますが、検討すべきかと思っています。

アドバイザーC

国としては保育所にも看護師配置をしたいという思いを持っています。看護師協会との関係の中で、

どのように道筋をつけていくのかがこれからの課題だと思います。いずれはそうなるのではないかと希望は持っています。

委員長

続きまして5点目「保育士の年齢構成」について説明をお願いします。

事務局

「保育士の年齢構成」ですが公立ではご覧いただきますように、各年齢層に渡って分布が見られます。また、雇用形態ですが民間園に比べまして、非常勤・アルバイトの雇用が多く見られます。民間園の方は20代の常勤の保育士が多い事が特徴的に見受けられます。また、一方でベテランの保育士、指導的立場である主任保育士をはじめ、ベテラン保育士が少数存在するといったバランスになっているのが、民間園さんの特徴ではないかと思受けられます。公民それぞれに特徴があるという評価をいたしております。非常勤職員については、公民共にベテランの人材が多いのかなと思います。この様な結果・評価でございます。

次ページの5-②ですが、この項目につきましては、アンケートの項目にはないものですが、アンケートを集計する中で、この様な集計も可能でしたので、行ったものです。常勤の割合が公立では各園、18・16・14%に対しまして、民間の保育所さんでは非常に高い90%台あるいは70%台。いずれにいたしましても、公立と比べた時に、保育士の常勤割合が高いという事が特徴として見受けられます。

以上です。

委員長

保育士の年齢構成について、ご質問等ありましたらお願いします。

A委員

アドバイザーの先生に教えていただきたいのですが、公立と民間園との違いで、民間園は20代の割合が高いところがあるが、実際の望ましい点について教えてください。

アドバイザーB

取り組む内容の保育にもよると思いますが、20代30代の活発に動ける職員が沢山いる方が、運動会等の行事に対しても動きやすいと思います。年齢が上がればできないという事はありませんが、子どもと一緒に活発に遊んであげたり、色々な事を学んでそれを保育に還元するとか、そういった点では20～30代の方がやりやすいように思います。ベテランの職員もおりますが、私どもの場合は定期的に若い職員が入ってきてもらわないと園の活性化が図れないように思います。

A委員

20代の職員が多い要因というか、そういった現状についてはどのように把握しておられますか。

アドバイザーB

もちろん育児休業制度はありますし、出産後も継続して働いてくれる職員もおります。結婚して遠くに行かれる場合もありますし、出産で1人目は育児休業を取ったとしても、2人目になると家族の協力も得られにくくなりしんどくなるという点もあり、辞めないといけないという職員もいます。40代になる

と子どもも大きくなり、手がかからなくなって働きやすくなりますが、出産後のライフスタイルが変わる時期を乗り越えられるかどうかという点ですが、民間園ではそれが難しいのかどうか分からないのですが。最近では30代の職員も増えてきて、家庭をもちながら働いていただいています。

アドバイザーC

最近の傾向を見ますと、転職の自由というのでしょうか、20歳で保育士になって、4・5年働いて、違う世界も見てみたいと、そういった保育士が増えております。韓国に行って働きたいとか、海外に語学留学してみたいとか、自己実現というのでしょうか、1年だけ辞めて、また戻ってきますとか、そのまま移住する方もいる。少しずつ一生この仕事という意識は薄れてきていると感じています。

公立であれば、一回就職すると辞める人はなかなかいないですけれども、その辺の違いはあるのかと思います。

A委員

今、保育士の不足という部分で、就職説明会などを積極的に自治体でも取り組まれているというのも聞いているのですが、園長先生の皆さまも保育士の不足の問題については、大きな問題として認識を持っていらっしゃるのでしょうか。

アドバイザーB

様々な場所での就職フェアなどに積極的に参加して、参加している学生さんが話を聞きに来てくれても、その後、実際に園に訪問してきてくれて、実際の採用までつながるといのはなかなか難しいです。

保育実習に学生が参加して、実習先の園で、この子は良くできるからと声をかけられるというのが非常に多く、保育園間での保育士の取り合いというか、保育士が不足しているというのは事実です。

とにかく早く求人活動を始めないと、時期が遅くなると保育士がいない。学校の方から受験する人はいないからという断りが入ります。

年度途中で保育士を確保するのは難しい。派遣業者に頼んでも年度途中の確保は難しい。新卒の採用を早めに実施していき保育士を確保することがとても大切と感じています。

アドバイザーE

来年度から、大阪府が保育士の養成学校に通っている学生に奨学金を出すという案が出ているようで、滋賀県、京都府は既にやっていますけど、大阪府から仮に5万円が出る、大阪府に勤めるとその金額は返金しなくていい、もう一つの案は、それに加えて法人が5万円出すという、そういったことであれば学生は月々10万円もらうことができる。学生は年間120万ぐらいになりますので、授業料がまるまる払える。そして、その県に勤めれば返金しなくていいという手立てを考えている県もあります。というのは、学生の生活が厳しいということで卒業までいかないケースが多い。バイトをしている場合も、バイトが先か、学校が先かとなりますので。

また、2018年から18歳人口が減っていくということで、全体のパイが小さくなっていく。そうすると看護師も減っていく。

どこかの公立は、アルバイトを常時ネットに出しているというところもあるようですけど。

アドバイザーC

大阪府ではケースはないが、遠くの地方に行きますと、保育士がいないために定員が割れ、待機児童

が増えているという、不思議な現象が起きているようです。保育士がいないと子どもを受け入れられない。そのため施設には余裕があるけれども、待機児童が増えている状況もすでに起きている。いずれ大阪にも起こるのかという不安はあります。

アドバイザー E

保育士 1 人に何人の子どもが見ることができるという基準がありますよね、国の基準より、より厳しい基準を自治体がつくっています。例えば 2 対 1、4 対 1 とか、そんなことをやっているから待機児童が出ているのではないかとも思います。

A 委員

保育士不足の問題は、民間特有のものではなく、公立でもいろいろな取組をしないと来ていただけないというのが、これは私立、公立と分けずに全体の問題として捉えるべきということですね。

アドバイザー E

運営費の中の人件費の問題が根底にある。24～25 万円しか給料が出ない。だから、陰では保育士 24 歳定年説ということがある。その部分を行政でなんとかできないものかと。しかし、公立の場合はその部分は心配することはないですよ。

アドバイザー B

保育士 1 人あたりの子どもの数についてですが、国の基準どおりにやると仕事量が多くなり、勤務がしんどく、しんどいと仕事を辞めたくなるので、余計に人手不足になる。各民間園では 1 人あたりの子どもの数を減らして、勤務しやすく民間園はその部分は持ち出しで、補助が出れば職員の継続という点でやりやすくなると思っています。

委員長

次の案件に進めさせていただきます。

事務局

保育士の勤続年数でございますが、公立園では 10 年以上勤続の保育士が比較的多いという結果となっております。民間園におきましては、常勤の方は、それぞれの年齢区分に分布されている傾向が見受けられます。

公民ともに 10 年以上勤務している保育士がそれぞれ存在する中で、民間園によっては公立園と同じような傾向が見られる園も中にはあります。

委員長

この案件につきまして、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

C 委員

10 年以上になるとキャリアの関係で、主任になるという考え方なのか、それとも勤務年数に関係なく、担任を持つ方もいるのか、一般的にはキャリアを積み、それなりの経験を積み主任になっていくのかなと思うのですが、そういったキャリアプランがあるのか、それとも関係ないのか教えてください。

アドバイザーB

民間園の規模にもよるとは思うのですが、主任は1人か2人ぐらいですかね。ポストがないので、勤続年数が10年であろうが、15年であろうが、主任がいる限りは15年経験の方も担任をもちますので。ただ、経験年数が長い職員は乳児を担当する場合が多い。もちろん担任をもったり、行事の担当もやりますので、年間指導計画や指導案もつくりましますし、通常の保育士と変わりはないです。クラスのリーダーをやってもらったりと、役割は少しは変わりますが、基本的には同じです。

委員長

続きまして、7点目です。「教育・保育指針の他に実施している特徴的な取組」ということで調査の結果を事務局からお願いします。

事務局

公立の方から見えてまいりますと、地域交流、音楽鑑賞会などの取組が見られます。近年では、民間園の取組を参考に、体操教室を開始しています。以上が、公立での特徴的な取組でございます。

民間園については、各園でそれぞれ特徴的な取組をしている中で、例えば、体操教室、サッカー、絵画、スイミング、英語指導など、多種多様な取組が、7園それぞれで見受けることができます。

そういった点では、公民ともに独自の取組をしているのですが、民間園では特徴的な取組みの特色があるという現状です。

委員長

取組に対する費用はどうなっているのでしょうか。

事務局

費用については、別途料金は取られていないものばかりです。

委員長

各園の特徴的な取組の部分で、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

ご質問がないようですので、次の「8. 保育料以外の費用負担の状況」について議題を進めます。

事務局

「保育料以外の費用負担の状況」ですが、補足をしておく必要があります。非常に細かい内容になっておりますので、3歳以上児と3歳未満児に分けていますが、3歳以上児でも、4歳、5歳で必要なものが異なり、3歳未満児でも0歳、1歳、2歳で内容が異なってきます。そのため、できるだけ最も費用がかかるケースを想定して算出していますので、よろしくをお願いします。

公立と民間を費用負担で比較して見ていきますと、公立では制服をスモックという形で位置付けていますので、比較的安価な結果となっています。一方、民間園では基本的に公立との大きな費用の差はないかと思われ見受けられますが、制服の導入の仕方によって金額の差が出ていると見受けられます。

結果として、制服関連、体操服を含んでいる場合もありますが、制服の位置付けによって、公立の民間で費用負担の差が見られる場合があるという評価です。

なお、今年度からではありますが、低所得世帯への一部実費負担の支援が制度化されています。

以上でございます。

委員長

それでは、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。質問がないようですので、次の「9. 主食の取扱」と、「10. 遠足の実施などの状況」について、併せてご説明をお願いします。

事務局

はい。それでは、まず「9. 主食の取扱」からご説明させていただきます。公立では、主食は3歳以上児については持参していただいています。民間園では、主食費を徴収されている園が6園、公立と同様に持参してもらっている園が1園あります。主食費を徴収されている園については、1,000円から2,000円の料金を毎月徴収されています。公立園では、現在の厨房設備の状況から見ますと、主食費を徴収するという対応が現在難しい状況にあります。

次に「10. 遠足の実施などの状況」についての内容でございます。

公立、民間ともに3歳以上のクラスになりますと、電車やバスに乗って様々な場所に行っていることが分かります。特に、この内容で公立と民間で大きな差は見られないという評価をしております。

以上でございます。

委員長

それでは、事務局が説明した内容で、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

A委員

1つ前の話になって申し訳ないのですが、制服の部分で質問させてください。制服を着るのはどういった時なのでしょう。行事の時期だけなのか、常に着用している状態なのか、教えていただけますでしょうか。

アドバイザーB

登園、降園の場合は、4・5歳児、つまり年中・年長の場合は制服を着用します。2・3歳児は制服代わりにスモッグを着て登園、降園します。

制服については、遠足や発表会でも着ますし、行事があるたびに制服は着ています。

ちなみに、保護者の方は、朝になって制服を着れば保育園に行くという決まりがついて良いという声と、ボタンをとめる練習になるということで、保護者からは制服は良いという声をいただいております。

子どもたちにとっても、お兄ちゃん、お姉ちゃんが制服を着ているのを見て、制服に憧れるような部分もあるみたいで、制服を着たら上のお兄ちゃん、お姉ちゃんになれるという部分で楽しみにしているところはあります。

アドバイザーC

本園では、登園した後も基本的には制服を着て、何か作業をする場合に上着を脱ぐ程度で、ほとんど制服を着た状態で過しています。

委員長

そうしましたら、議題1の民間保育園のアンケート調査については、これで終了させていただきたいと思っております。このアンケート調査の目的については、まず公立と民間の違いをまず把握すること、その中で民営化に向けての留意点等を洗い出していくという目的で実施しております。

では、続きまして、議題2の「民営化の実施方法」について進めさせていただきます。まずは、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局

それでは資料2をご覧くださいようお願いします。

実施方法の検討に入る前に、本市が抱えている課題について、ここで確認したいと思います。

まずは、待機児童の解消が喫緊の課題でありますとともに、市の施設の老朽化も大きな課題となっております。幼稚園につきましても、築40年と老朽化が進んでいることから、この2点については、いかに課題を解決するか、この2点を念頭におきながら、今後の幼稚園のあり方について検討を進めていく必要があります。

まず、資料2の(1)手法の比較ですが、この検討をするにあたっては、老朽化の課題に対応するという観点から、建替整備をすることを前提として進めていきたいと思っております。

建替を想定とした場合には、民間園が建設して、民間園が運営する「民設民営方式」と、市が建設した建物で、民間園に運営を委ねる「公設民営方式」があります。この両者を比較すると、下表のとおり、建替に要する市の財政負担の面では民設の場合は、国の補助金が活用できるため、民間が建設した方が、市が建てる場合より、市の財政負担に大きな差が出てきます。

また、民間による柔軟な運営という面については、民間事業者がどのような運営や保育がしたいのかという内容を、実現するための建設設計が可能となりますので、民間事業者が有しているノウハウを十分に活かすことができます。また、法に基づく協定の締結により、保育水準も担保することが可能になるため、市が建替、民営事業者に運営を委ねる公設民営方式に比べて、建替と運営を民営事業者に委ねる民設民営方式の方が優れているのではないかと考えております。

次のページにある(2)運営主体ですが、認定こども園を運営することが認められている主体は、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人に限られています。交野市の公立の場合は、平成29年4月1日に認定こども園に移行予定をしておりますので、その後の民営化にかかる事業者につきましては、学校法人か社会福祉法人に限られてくるという制度の確認でございます。

(3)民営化移行方法については、現在は法で公私連携型という制度が創設されたことから、突然、公立園を民営化するといっても、在園児や保護者もいらいしやるわけで、ある日突然、今日から民間の運営事業者が運営するという訳には当然まいりません。これまで、公立幼稚園で培われてきた保育に関するノウハウの継承をはじめ、保育士の配置体制など引継ぎ期間や体制を設ける民営化への移行に係る準備期間を設けることが大切ではないかと考えおります。

こういった側面を可能にする制度として、公私連携型という制度が法制度として創設されていますので、それを活用していくというイメージで、(3)民営化移行方法のスケジュール(案)を作成しております。概ね4年をかけまして、民間に移行していくということで、特に3年目には引継ぎ保育期間を設けています。この引継ぎ保育期間ですが、公立の職員と、引き継ぐ民間の職員が同時に保育をしていく中で、保育内容を共有しながら保育を行う期間となります。

この公私連携型の導入ですが、資料3ページは、公私連携型とはどのような内容なのかといった点について、内閣府のホームページを引用し、市で作成した資料です。公私連携型は、認定こども園については認定こども園法、保育所については児童福祉法の中で、新たに制度が創設されています。特徴的なのは、協定の締結ができるという点です。協定は、基本的な事項について定めていくことになるのですが、その中でも障がい児の受入れ、給食体制はどうするのか、あるいは、現在、公立園で実施している保育の内容、水準をどうやって引き継いでいくのかという点を協定で定め、現在の保育内容の水準を担

保していくという内容になっております。

もう一つの特徴ですが、公有の設備等は無償または廉価での貸し付け・譲渡が可能になっています。

具体的に申し上げますと、認定こども園が市の土地である場合、これを無償あるいは廉価で貸し付けることが法制度上可能になっております。

以上から、協定の締結、そして公有設備等の無所又は廉価での貸し付け・譲渡ができるという点が、公私連携型の大きな特徴となっています。

以上です。

委員長

はい、ありがとうございます。この検討委員会での最終的な取りまとめとしては、民営化の実施方法、留意事項、また円滑な移管に向けた方策等を、委員会として取りまとめて、市民の皆さんにご意見をお伺いする、市の諮問機関である子ども子育て会議に諮るという流れになっております。

まずは、事務局からお示しした内容につきまして、委員の皆さま、アドバイザーの先生方、オブザーバーの皆さま、そして実際に園を運営している方々のご意見もぜひいただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

それでは、事務局から説明がありました内容について、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

D委員

民設民営のときの財政負担というところ、民間の運営補助金を活用するということですが、実際、どれくらいの割合で補助金が活用できるのか教えてください。

事務局

事業者負担もあるのですが、国が2分の1、市が4分の1というのが補助基準のベースであり、その上で、現在、新制度の中で「待機児童解消プラン」という制度がありまして、これに参加している市町村につきましては、市の財政負担は12分の1となっております。交野市の場合は、このプランに参加していますので、仮に、国の補助金を活用した場合の市の財政負担は、整備費の12分の1を負担するということになります。

D委員

(3) 民営化移行方法の内容で、引継保育期間ですが、これは他市の実態に即して見ると、大体これくらいの期間というイメージで設定しているのでしょうか。

事務局

公私連携型の1つの特徴として、引継保育期間というのが制度上可能になっています。突然の運営主体の変更による子どもたちや保護者に及ぶ影響を小さくすることと、円滑に保育運営を引継ぐという観点から、この引継保育期間は重要であると考えています。

アドバイザーC

この引継保育期間について、この期間は人員数がすごく増え、この期間が終わると人員が半分になる。そのため、徐々に人員を増やして、徐々に人員を減らすという方が良くと思います。

アドバイザーB

協定の締結内容なのですが、公立の保育園の保育内容・水準について、それをどう担保して次の民間園に移行するかという点で、第三者評価というものがあります。内部で評価するのは難しいので、外部機関を利用した第三者評価をよくされています。第三者評価を受けて、外部の目で園の評価をしてもらうという、公立園の期間内に第三者評価を受けて、民間への移行後に第三者評価をもう一度受けられると、保育水準が下がっているのか、上がっているのか分かります。もちろん費用がかかることですので、あくまでも一つの方法ではないかと思えます。

アドバイザーE

第三者評価を受けるのは良いことですが、いつぐらいの期間にやるのかも考えてやらないと、正しく評価できないという点がありますので、その点は留意していただければと思います。

委員長

この評価は民営化後に1年後に受けて、3年後に受けるなど、複数回受けるというやり方もあるのでしょうか。

アドバイザーC

そういうやり方はあまりないですかね。

アドバイザーB

市によって、3年以内に受けないといけないとか、5年以内とか決められている。

アドバイザーC

5年だったら、移行するときに0歳児だった在園児がちょうど卒園する頃ですよ。

委員長

今、委員がおっしゃっていただいたとおり、公立園の期間中に第三者評価を受けて、民営化後に再度評価を受ける。これは保育の水準を確認する方法として、非常に必要かと思えます。

アドバイザーC

できれば同じ機関に受けられた方が良いでしょう。

アドバイザーB

評価機関もさまざまで、実績がある評価機関で受けられる方が良いでしょう。

アドバイザーE

この第三者評価ですが、同じ公立園同士で評価した場合も、評価が違う場合があります。そのとき、同じ保育方針で同じようにやっているのにどうして評価が違うのですかという声をよく頂戴するのですが、考えてみたら、保育方針等は同じだけれど、実際に保育をやっているのは保育士ですので、そのズレ、同じ公立でも評価に違いが出てくることもあります。ですので、複数回受けられることも一つの方法です。

A 委員

法律で公私連携型という制度が規定されたということですが、これは最近の話ですか。

事務局

平成 27 年に子ども子育て支援制度が創設されました。この新制度の中で創設されたものです。

A 委員

他市の民営化の移行で、移行期間等で訴訟になった事例があるのですが、公私連携にすることで、そういった訴訟となるようなリスク軽減、課題対応ができると考えてよろしいでしょうか。

事務局

はい、そのように考えております。

A 委員

(その訴訟の事例では、) 移行期間が短すぎたのではないかという内容ではなかったかと思うのですが、移行後も協定でこちらから求める事項の法的な担保を取ることで、デメリットや課題に対応するということで、法的に措置されたという認識でよろしいでしょうか。

事務局

はい、法制度上はそのような趣旨です。また、保護者と事業者と市の三者協議会もつくれるということで、連携・協力関係を築いていけると言われております。その点で委員がおっしゃったように担保できるのではないかと考えています。

アドバイザー E

募集要項をつくられると思うのですが、その募集要項と三者協議会のどっちで決めるんだと、ここをはっきりしておかないと、募集要項に細々とした内容を掲載するのか、実際に動いてから検討していく部分とするのか、それを分けないと、細々した部分を決めてしまうと、手を挙げる事業者がいなくなることもあります。

移行期間というのは、今までいろいろな施設が経験してきた結果、ここにおさまったんですね。

C 委員

資料 2 の (1) 手法の比較の表内にある「民間事業者による柔軟な運営」のところで、民設民営方式と公設民営方式で大きな違いというのはあるのでしょうか、どちらも民間のノウハウを活用できる点がメリットだと思うのですが、柔軟性で民設民営方式は○で、公設民営方式は△とありますので。

事務局

公設民営方式では、指定管理者制度を例に挙げていますが、これと想定している民営化は少し違うと認識しています。現在、想定している民営化については、公立の水準を協定の中で担保した上で、民間園が持っている特徴、強みを引き出しながら、より良い保育を目指していただくこととなります。

協定の内容がきちんと実施できているかという点を確認しながらになりますが、全体的な縛りという点では、指定管理者とは少し違うと考えています。

C委員

協定で締結するのは、あくまで最低限の基準を協定で結ぶということで、それさえクリアできれば、極端に言えば、民間のノウハウが発揮されなくても目的は達成できるということですか。民間のノウハウの担保を取る制度ではないのですね。

事務局

協定とは、公立の保育内容や水準、質が低下することがないように協定で結ぶということが最も大切な部分になってきます。その上で、プラスアルファで民間園の特色を持った保育を実施していただくことも重要であると認識しています。

C委員

協定も契約の一種だと思うのですが、協定には記載せずに、民間のノウハウについては民間園の自主性に委ねるということですか。実際にあるかどうかは別にして、民間園からそこまでの内容ははっきりと記載されていないですよ、ということが起こった場合の話のことです。

事務局

指定管理者の場合は、自主事業によりどれだけ効果を生んでいるのかという点も評価の対象となりますが、協定の中ではそのような観点はなく、ここだけはきちんと実施してほしいという点を継続的に評価していく形になります。そして、各民間園の特色等については、各民間園に委ねるものになります。

アドバイザーC

実際に民営化して、公立の保育内容等を引き継いだ民間園が、決められた保育方針や特色等を示しても、利用者、保護者がついてこれないと思います。スムーズな移行を考えると、保護者との懇談等を行い、民営化後の保育を実施していくのが普通かなと思っています。こういった話は、対立すると上手くいかないのです。

アドバイザーE

公立の保育内容をすべて引き継ぐのではなくて、必要な点は保護者との話し合いの中で変えていくということも必要だと思います。

アドバイザーC

保護者の了解を得れば、保育内容等を変更できるという一文があれば、利用者の意向に沿った内容になると思います。

A委員

協定の中の有効期間の考え方について教えてください。

事務局

協定の有効期間ですが、期間中は協定に基づいた保育が実施されているか、市は指導・監督の立場で、一定の関与を保つこととなります。この期間が終わると、この関与はなくなってくる訳ですが、先行事例と見てみますと、有効期間を5年と定めた後に、その後のことは別途協議にて定めるというケースが

多く、そのような取り決めは可能になります。

A 委員

当初の協定で定めれば、期間満了後の内容も、一定の担保は取れるということによろしいですか。

事務局

はい、そのとおりです。

C 委員

協定の有効期間が5年とすると、協定の有効期間後に、例えば民間事業者が5年で事業を辞めるといった場合はどうなるのですか。契約は20年で、5年ごとに契約の内容を見直すというやり方もあると思うのですが。将来的に事業を継続して実施していただけるという担保はあるのでしょうか。

事務局

協定締結の柱となる内容については、資料2の3ページのとおり、協定の有効期間、障がい児の受入れ、公有設備の無償または廉価での譲渡などになります。

A 委員

協定で重要なのは、保育の質もそうですが、そもそも事業自体を途中で辞められる可能性を回避しておく必要があると思います。

委員長

新制度になる前の民営化移行の案件において、訴訟になったケース等を調査し、民営化の手法の部分についても、次回の検討委員会でお示しできるようにしたいと思います。

アドバイザーE

今、検討されているのは民営化により事業が始まってからの話になりますが、保育を実施する前に事業者が辞退するという事例もあります。保育士が揃わない、お金が集まらないという理由で辞退されると困りますので、事業実施の事前の段階についても検討が必要になってくると思われます。滅多にないですが、稀に起こる事例ですので。

事務局

最後になりますが、4ページの「民営化に際して留意すべき事項」と、「円滑な移管に向けた方策」を併せて事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局

まず、民営化に際して留意すべき事項からご説明を申し上げます。留意すべき事項としましては、3点を挙げております。1点目は、障がい児や福祉的配慮の必要な家庭等の受入れについてです。民営化園においても、障がい児等を受入れができるよう、加配保育士や看護師の配置などに留意する必要があるということです。2点目は、安全で安心できる給食の提供です。給食は自園調理とし、また、細かいアレルギー対応を実施できるよう留意が必要であるということです。3点目は、現状のサービス水準の維持につ

いてです。今の公立幼稚園で実施している延長保育、また育児相談、世代間交流などの地域活動事業、園庭・室内開放などの事業を公立園で実施しております。地域等との関わり合いもありますので、こういった事業の引き継ぎについて留意すべきであるとお示しさせていただきました。

続きまして、「3. 円滑な移管に向けた方策」ですが、公私連携型の先行事例として、資料のとおり各府県、各市町村の方で取組がされています。こういった事例があるというご紹介です。

最後に、民営化による効果の活用等についてです。民営化により、コスト面での効果を生み出すことが可能になります。この効果をいかに市の施策の中で活用していくのかという点で、市の子育て支援施策の充実に活用していくことが望ましいのではないかと考えております。

資料に記載している「子育て支援施策の充実」の内容ですが、これは交野市の子ども子育て支援計画に掲げる子育て支援施策の柱です。この中でも、特に幼児期の教育、保育については、民営化園が公立から引き継いだ保育内容を実施できるよう支援するとともに、そのことにより市内の他の民間園に対しても、同じ内容の支援を広げることが求められるのではないかと考えています。そのため、障がい児の受入れなどの課題については、公立、民間に関わらず、全市的な課題として捉え、本市の保育全体の質の向上について、検討が必要ではないかという考えを資料にまとめています。よろしく申し上げます。

委員長

民営化に際して留意すべき事項について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

A委員

先ほどのアンケートの費用負担の点について、民間園の保育方針にもよると思いますが、民営化への移行に際して、保護者への費用負担を考慮や留意をすべきなのか、また可能かどうか教えてください。

委員長

そのあたりにつきましては、この委員会で取りまとめを行い、ある程度の方向性は必要かと思えます。

A委員

協定等でこの部分については、できないことはないということですか。

アドバイザーE

公立と思って入園された利用者については、新たな費用負担は相談の上でしか認められません。

A委員

先ほどの主食の話で、厨房設備上の課題で、主食は持参という話がありましたが、民営化の移行に伴い、建物も新しくなり、厨房設備上の課題が克服された場合は、主食は料金を徴収して提供するという形になるのですか。

アドバイザーC

全国的な傾向としては、持参はやめて完全給食となっています。完全給食にした場合、施設型給付費の費用に含まれていない主食費だけ保護者に負担していただくというのが主流になっています。

委員長

これらの点については、また事務局からご提案をさせていただき、皆さまからご意見をいただいた上で、最終的な取りまとめを行っていきたいと考えています。

本日は、現時点で考えられる内容をご認識いただければと思います。

他にご意見等がないようでしたら、本日の案件につきましては以上となります。

今後につきましては、本日ご意見をいただいた内容等を踏まえ、細かな内容に係る部分と、事務局の方で先進事例となっている園や自治体への聞き取り調査を行い、その報告についても次回以降の委員会でご提示させていただきたいと思います。

次回の予定については、個別に皆様の日程を調整させていただいた上で、1月下旬または2月上旬には開催させていただきたいと思います。

それでは、皆さま本日は長時間にわたりありがとうございました。

これで閉会とさせていただきます。